

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-9-3
telephone 029-305-3075
facsimile 029-305-3317
/www.mito.ne.jp/~iba-kou/

保健体育課主催の講演会で放射能汚染を過小評価

原発容認へと誘導する研修会

茨城県教育庁保健体育課は、2012年10月、「養護教諭研修会」を開催し、県内の市町村立小学校・中学校、県立高校・特別支援学校の養護教諭全員を、笠間市の教育研修センターを会場とする4回の会合のいずれかに招集した。午前中の2時間が福島原発事故に関連した放射線についての「講義」、午後の2時間が原発事故後の校内での取り組みについてのレポートにもとづく、12人の班による「協議」だった。

研修会の目的は、「放射線の基礎知識や健康への影響について、講義や研究協議を通して、知識を深めるとともに、放射線への今後の対応や養護教諭としてのかわりについて考察していくこと」である。午前中の「講義」を担当した日本原子力研究開発機構広報部の鈴木國弘は、大学の工学部を卒業しているが原子物理学や原子炉工学の専門家・研究者ではなく、住民に対する広報活動がその職務である。「『市民への分かりやすい説明による最先端科学への理解増進』活動に対して、文部科学大臣表彰『科学技術賞（理解増進部門）』を受けたとのことである（<http://scienceportal.jp/HotTopics/opinion/221.html>）。

鈴木が当日上映したスライド

（パワー・ポイント）のタイトルは「放射線・放射能、その『?』『!』と影響」、サブタイトルは「正しい理解は 正しい知識から」である。スライドの最後に「原子力発電の選択について…きちんと考えることが必要」としたうえで、次のとおり示す。

正しい知識を持つ、
正しく理解する
↓
理解することで
（正しい）選択ができる

サブタイトルの「正しい理解は正しい知識から」という言い方からすると、「理解」と「知識」は別物らしい。鈴木という「理解」とは共感を抱いて賛同するという意味のようだ。原子力機構広報部が、「原子力発電についての正しい選択」という場合、〈脱原発〉であるはずがない。当然、原発推進体制の堅持だろう。要するに、原子力開発についての「理解」＝共感と賛同を醸成し、原発再稼働・原発増設という「正しい選択」へと養護教諭を誘導すること、これが「研修会」の目的である。

鈴木の仕事は、原発容認という「選択」に導くための都合のよい「知識」を与えることである。

よくわからない？

鈴木は、まず「放射線・放射

能・放射性物質・被曝・汚染」等について「よくわからないから、理解できない」としたうえで、「身の回りのものに例えて考えてみよう」と呼びかける。聴衆は原子力について「よくわからない」ものと決めてかかる。何も知らない皆さんに物知りの私が「正しい知識」を教えてあげます、といわんばかりの「上から目線」だ。これが4基が爆発・崩壊した福島第一原発から200km圏内に居住し、事故の影響を心底憂慮している人びとに対して言う言葉だろうか？

講演前半で鈴木があげる「正しい知識」は概略以下のとおりである。（括弧内はスライドの頁数）

① 「自然の風も扇風機の風も同じ」（13）。

宇宙からも大地からも放射線を体に受け、空気中や食物に含まれる放射性物質から出る放射線を体内から受けている（4）。自然放射線は恐くないのだから、人工の放射線も恐くない（13）。

② 「一度に100ミリシーベルト以上被曝しなければ、将来も心配ありません」（23）。

放射線を受けるとDNAが傷つくが（15）、傷ついたDNAは修復される（18）。「時間をかけて被ばくする方が、

【2面・左につづく】

校長・教頭も加わり学校職場でセクシャル・ハラスメント

精神科医が注目する点

前回（第1058号）、講師のEさん（女性）に対する校長I、教頭G、教諭C・D・H（いずれも男性）によるハラスメントについて具体的に列挙したが、一連の経過のなかでも、以下の点がとりわけ異様なことと感じられるのではないだろうか。

- ① 教頭Gと教諭C・Dが、他に誰もいない部屋でEさんを取り囲み、教諭C・Dの授業方法を受け入れるようせまった。これにより、Eさんは不本意ながら「納得」させられた。（9月19日）
- ② 校長Iは、教諭C・Dが待っている校長室にそうとは知らせずEさん呼び出した。驚いたEさんは戻ろうとしたが、校長Iは聞き入れず「話し合い」をせまった。Eさんはショックで涙が出て、立っていらなくなり床に倒れてしまった。（10月17日）
- ③ 校長Iは、「そんなところでいてもらっては困る」と言い、他の者に、歩けなくなったEさ

んをキャスターのついた事務用椅子に乗せて廊下を転がし保健室に運ばせた。

- ④ 倒れてから6時間後、保健室のベッドで休んでいるEさんに、教諭Cが押し掛け枕元に立って「話し合い」をせまった。教諭Fがかけつけて退室するよう求めたが応じなかった。

Eさんは、上の②～④の出来事から2週間を経ても恐怖感が消えず、出勤できない状態が続き、精神科の医師の診察を受けた。Eさんが職場で経験した事実について説明したなかで、とりわけ医師の注意をひいたのもこの点だった。

「他の人から見えない密室で、女性を複数の男性が取り囲んで話すことは、あまり賢いことではありませんね。」

私的なことではなく職務上の事柄であるから、ことさらに職員室など「人目」のあるところを避け、密室に移る理由はない。Eさんが別室での話し合いを求めたのでもない。しかも、そこで実際におこなわれたのは、静穏な話し合いなどではなかった。彼らは、自分たちの強要行為が他の教職員の耳目に触れることを回避したのである。男同士であったとしても、いやがる一人を多数で取り囲んで難詰するのは穏当ではない。今回のように男性が複数で、女性一人を部屋に入れて取り囲むのは著しく失当である。

キャスター付きの事務用椅子で運んだ（③）というのも異様な光景である。このような場合には、別の女性職員を呼ぶなどして校長

室のソファで介抱し、男たちは全員退室すべきだろう。保健室に収容するのであれば、車椅子か担架などを用いるべきである。

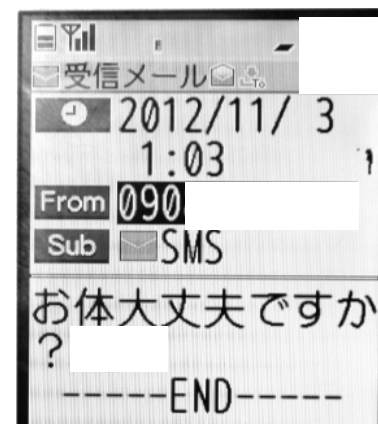
女性が臥しているベッドサイドに押し掛けて面談を強要するにいたっては、鳥肌のたつようなおぞましい行為である。異様な行動は以後も続いた。Eさんが自宅で療養中の11月3日の午前1時すぎ、Eさんの携帯電話の着信音が鳴った。教諭Cからのショートメールだった（写真）。約1時間後には、長い文面の2通目のメールが送信されてきた。（「緊急連絡網」に記載された電話番号をみたのだろう。）

セクシャル・ハラスメント

女性を相手にして、些細な要望であっても決して受け入れず、まるで何かに取り憑かれたかのような執拗さで、数か月にわたって強要し続ける。それが妨げられると、衆人環視の場から閉ざされた場所に移って、集団での強要をおこなう。女性が精神的重圧により、すでにあきらかな不調に陥っていることを知りながら、さらに追い込んで屈服させるために集団での強要を続ける。倒れて伏している女性のベッドに押し掛ける。深夜にメールを送りつける……。

これら一連のモラル・ハラスメント行為は、同僚間でのハラスメントを管理職員が容認・奨励し、さらに管理職員自身も参加しているという点において、パワー・ハラスメントと捉えることができる（本紙第1058号）。さらに、女性に対するハラスメントという点で

【2面・右につづく】



【1面左・放射能記事つづき】

一気に被ばくするより、健康への影響が少ない」(20)。

㉔ 福島原発事故によるリスクは「誤差の範囲内」程度(17)。

100ミリシーベルト以上でがんによる死亡率が0.5%上がるだけ(24)。

㉕ 「むやみに怖がるのは、かえってストレスになります」(27)。

鈴木の「正しい知識」について順に検討することにしよう。

㉖ 自然の風と扇風機の風

「自然の風」と「扇風機の風」の区別もつかないとは、相当に鈍感だが、それはさておく。

鈴木は例によってカリウムの一定割合が放射性同位体(カリウム40)であり、体内に一定量存在することを指摘する。なるほどカリウムは窒素、リン酸とあわせて植物における「肥料の3要素」であり、人間にとっても必要な元素ではある。しかし、鈴木も言うように「一定の割合に調整される」。それは何故か？

生物は進化の過程で、ごく微量とはいえ、極めて有害な放射性同位体を一定の割合で含む元素であるカリウムを、大量に、とりわけ特定の部位・臓器に濃縮・蓄積しないシステムとして形成されてきた。もし、カリウムを主たる構成物質として際限なく濃縮・蓄積する生物種が出現したとすれば、溜め込んだカリウム中の放射性同位体が照射する放射線により早晩淘汰され絶滅しただろう。

いっぽう、自然界に放射性同位体が一切存在しないヨウ素については、いかなる生物種もカリウム

の場合のような総量抑制機能を持たない。むしろ陸上動物は進化の過程で、積極的に取り入れて特定臓器に集積・蓄積し生命活動に用いるシステムを形成した。このため原子炉溶融事故でウラン235の核分裂生成物として放射性同位体のヨウ素131が環境中に放出されると、人体は即座にそれを摂取し甲状腺に集中的に蓄積して、成長ホルモンの産出に用いる。

鈴木が「参考文献」としてあげた『放射線のひみつ』の著者中川恵一(東京大学准教授)は、2011年3月28日、日本テレビで、放射能汚染水が太平洋に流出したが海水で薄められるうえ、魚は海藻を食べているから、すでに体内にヨウ素を蓄えており、放射性ヨウ素を取り込みにくいので、魚を食べても問題はないと述べた。放射線治療科医師の中川は、海流と海底地形、さらに海洋動植物の生態などについても全知を装い珍説を披露した。

山下俊一(医師・長崎大学教授)は、チェルノブイリ原発事故は放射性ヨウ素による甲状腺障害(だけ)を引き起こしたとの判断に基づき、わが国における災害時の放射性ヨウ素摂取をあらかじめ防ぐためのヨウ素剤服用の基準策定に携わっていた。ところが、2011年3月中旬以降の放射性物質の大量放出時期に、福島県庁任命の「放射線健康リスク管理アドバイザー」として、ヨウ素剤服用は必要ない旨マスコミや住民説明会で触れ回ったうえ(本紙第1030号、2011年4月10日)、福島県庁によるヨウ素剤配付を阻止した。その結果、2012年3月までの検査で福島県内の子どもの3割以上で甲状腺にしこりや嚢胞などの

異常が指摘される事態をまねいた(iryuu.chunichi.co.jp/article/detail/20120518160011991)。2011年7月、山下は福島県立医大副学長に就任した。

ストロンチウムの場合にもヨウ素と同様のことが起きる。骨や歯の主たる成分であるカルシウムの放射性同位体は、自然には存在しない。それゆえ生物はカルシウムを大量に摂取・濃縮・蓄積して、身体を力学的に支える骨や歯として利用し得た(このほか卵殻、貝殻、甲殻類の甲羅)。ストロンチウムの存在量はきわめて少ないのだが、カルシウムの同族元素で化学的性質が似ているため、生物はそれをも取り込んで外骨格や内骨格に沈着させる。原子炉溶融により大量の放射性同位体であるストロンチウム90が放出されると、生物は骨や歯のなかに取り込む。悪いことに、これらの組織の代謝はきわめて遅く、長期間にわたって一層強力な放射線であるベータ線を照射し続ける。

自然放射線であっても、避けるに越したことはない(この点に関する鈴木の説明もすでに誤りである)。まして人為的に産出される放射性物質は、自然界に存在する放射性物質とは同次元でとらえられない激烈な影響を与えるのである。(以上、市川定夫『新・環境学 現代の科学技術批判 Ⅲ 有害人工化合物／原子力』、2008年、藤原書店、pp.172-76。)

「自然の風も扇風機の風も同じ」「生まれ方が違うだけね」。福島原発事故後の原発推進勢力のこの説明は、放射線への警戒心を解いて国民の放射線被曝を昂進させる、意図的な犯罪行為である。

(以下次号) ■

【1面右・ハラスメント記事つづき】

は、セクシャル・ハラスメントと捉えることができるだろう。

セクハラ行為の根底にある性差別

人事院の「懲戒処分の指針」における「セクシュアル・ハラスメント」の定義は次のとおりである。(茨城県教育委員会の「教職員の懲戒処分の指針」も、「職員」が「教職員」に置換されるのを除き同文)「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」

そして、「セクシュアル・ハラスメント」の具体例として「相手の意に反することを認識の上で」の「わいせつな行為」・「言辞」、性的な内容の電話」・「手紙」・「電子メール」、身体的接触」・「つきまとい」等を列挙している。

厚生労働省や人事院による「パワー・ハラスメント」の定義には首尾一貫しない点があり混乱をおこしていたが(本紙第1057号)、行政当局による「セクシャル・ハラスメント」の定義にはなお一層不十分な点がある。定義によれば、「性的な言動」のうち、「他の者を不快にさせる」という要件に該当するものが、セクシャル・ハラスメントと認定される。これは、セクシャル・ハラスメントをその外面的行為の次元で客観的に規定せず、被害者の内面だけを要件として規定するものであり、極めて不合理である。

(「性的な言動」が、すべて「他の者を不快にさせる」ものではないことが前提とされる。そのうえで、まったく同一の行為でありながら、それが相手を「不快にさせ」ればセクシャル・ハラスメントに

該当し、「不快にさせ」なければセクシャル・ハラスメントに該当しない、とするのである。「不快にさせ」るか否か、しかもそれだけが条件になっている。)

この定義の根本的欠陥は、行為の原因となる加害者の主観、すなわち加害者の内面における性差別(女性差別＝女性の人格の軽視・人権の無視)について、まったく考慮していない点にある。

(加害者の主観＝内面が視野に入らないのは、被害者の主観＝内面によって行為の当不当を規定する誤りに照応しているのだろう。)

具体例における「相手の意に反することを認識の上で」との限定句のうち、前半部の「相手の意に反する」との規定は、この定義に対応している。

なお、限定句後半部の「…を認識の上で」は、刑法における「構成要件の故意 Tatbestandsvorsatz」に倣って、加害者の主観としての故意を要件として規定したのかもしれない。しかし、行為遂行前には存在しない被害者の内面についての、加害者の「予見でなく」「認識」を前提とする混乱がある。また、例えば脅迫罪における「恐怖心」は意図したものであるが、「不快にさせる」ことは違うことに注意。)

以上のとおり、外面的行為の原因となっている内面的動機をまったく顧慮していないため、性差別に起因するさまざまな行為(セクシャル・ハラスメント)のうち具体例として挙げられた行為だけをとりあげ、それ以外の、同様に性差別に起因して出現するさまざまな行為(セクシャル・ハラスメント)が、いっさい視野に入らないという重大な結果を招いた。

指針の妥当な運用による再発防止

定義に欠陥がある以上、それに過度に拘泥せず、事実と道理に

基づき合理的に判断するべきである。しかし、「指針」をまったく無意味なものとして投げ捨てるというのではない。もともと「指針」は、セクシャル・ハラスメントに該当する行為のすべてを列挙するものではなく、あくまでその一部を例示列挙したに過ぎない。

「標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。」(指針、第1)

したがって、性差別意識(女性の人格軽視・人権無視)に起因してなされた、女性に対する著しく不適切な行為(人格の毀損・人権の蹂躪)があった場合、それが「性的な言動」にはあたらないとしても、人事行政当局はセクシャル・ハラスメントに該当する行為として、対処すべきことになる。

さらに本件の場合、被害者のEさんは急性ストレス反応による抑うつ状態となり、退職に追い込まれた。したがって、次の規定を「参考としつつ」、これを準用して厳正に対処することになるだろう。

「相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該職員は免職又は停職とする。」(第2(16))

さらに県教委の「指針」は、「管理職に有るものが非違行為を行った場合」は「処分量定を加重する」(第1)と規定している。

児童・生徒におけるいじめ(ハラスメント)は「絶対に許されない」と宣明する茨城県教育委員会が、学校職場のハラスメントとしての本件にどう対応するのか。社会的に大きな注目を浴びることになるだろう。(以下次号) ■